

令和6年度補正予算

リカレント教育エコシステム構築支援事業

メニュー①「産学官連携を通じたリカレント教育  
プラットフォーム構築支援」

審査要領

文部科学省総合教育政策局

令和7年2月

## 1. 審査体制

産学官連携を通じたりカレント教育プラットフォーム構築支援（以下「本事業」という。）の審査は、有識者からなる「令和6年度補正予算リカレント教育エコシステム構築支援事業選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行います。

本事業の審査は、委員会の各委員による書面審査とその後の委員による審議にて行います。選定機関は、文部科学省において、審査委員会の審査結果を踏まえ決定します。

## 2. 審査方法

### （1）書面審査

- ・書面審査は、委員会委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関から提出された企画提案書に基づき、後述の「3. 審査に係る評価項目」について審査を行い採点します。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができますこととします。

### （2）書面審査後の合議審査

- ・委員会は書面審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補機関を決定します。
- ・委員会は、企画提案書の内容修正を条件として選定候補機関とすることができることとします。

### （3）選定機関の決定

- ・審査委員会において、選定予定件数並びに事業全体での予算額を踏まえ、委員会の審査結果の原則上位から選定機関を決定します。

## 3. 審査に係る評価項目

審査においては、企画提案書が公募要領に示された内容を満たした提案となっていることを確認した上で、下記の観点について審査します。（公募要領2.（1）に詳細記載。）

- 大学等の教員がリカレント教育に関与する場合のインセンティブ措置が講じられているか。講じられていない場合、実現可能性のある計画となっているか。
- リカレント教育プログラムを実施する大学等における、効果的な設計・実施・推進に必要な体制を構築しているか。
- 地域の人材ニーズを踏まえたリカレント教育プログラムを開発し、プラットフォームの構成員の協力を得て、プログラムを適切に実施する計画が立てられているか。
- プログラムの学修目標をあらかじめ設定し、達成状況を確認する具体的な計画となっているか。
- プログラム受講者の活躍による地域課題解決や地方創生に向けた具体的な計画が立てられているか。立てられていない場合、実現可能性のある計画を立てられているか。
- プログラム修了者に対し、デジタルバッジを発行することができるか。未対応の場合、補助期間内に実現される見込みか。

- 企業(1社以上)から受講生派遣の確約を得られているか。確約が得られていない場合、教育プログラム開始時まで確約を得るために、実現可能性の高い企業へのアプローチ計画を立てられているか。
- 派遣元企業の参画を得て、プログラム修了直後及び一定期間経過後(半年又は1年後等)のプログラムの効果および修了生の活躍に関する調査を行う計画が適切に立てられているか。
- 社会人の学びを学修者個人の意欲に委ねるのではなく、企業においても学修者の意欲向上や企業成長に繋げていく工夫を検討できているか。未検討の場合今後の検討計画を立てられているか。
- 今後3～5年後程度でプラットフォームが持続され、リカレント教育が大学等経営上自走できることを目標に、運営資金の獲得や必要な体制整備人員確保などの持続可能な運営に向け、財務を含む計画が適切に策定されているか。
- プログラム実施後に、受講生・派遣元企業等の評価(アンケート・ヒアリング等)を取得し、プログラム改善や財務計画への示唆を得る計画が適切に立てられ、来年度以降の事業の発展性に期待が持てるか。
- 経費の内容は明確かつ妥当であり、事業実施上必要不可欠なものとなっているか。過大な経費が計上されていないか。

#### 4. その他

##### (1) 審査の開示・非開示

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・選定の途中経過についての問い合わせには応じられません。
- ・審査結果については、選定する機関を決定した後、ホームページ等により公表します。
- ・委員の氏名については、審査が終了した時点で公表します。

##### (2) 委員の遵守事項

審査委員は下記について遵守しなければならない。

#### 記

##### (秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

##### (利害関係者の審査)

第2 審査委員は、応募者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課に申し出なければならない。

- ① 応募者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合

- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に応募者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に応募者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と応募者との間に、過去5年以内に取引があり且つ応募者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、応募者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、応募者（応募者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該応募者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する応募者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該応募者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する応募者の審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

## 令和6年度リカレント教育エコシステム構築支援事業

### メニュー①「産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援」審査基準

産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき、審査基準を以下のとおり定める。

- ・ 選定候補の機関は、原則として、書面審査の結果に基づき、委員が合議を行い、決定することとする。
- ・ 書面審査においては、各評価項目の観点ごとに5段階評価で採点する。（100点満点）

#### <配分点の考え方>

	大変優れている	優れている	やや優れている	やや不適當である	不適當である
5点満点	5	4	3	2	0
10点満点	10	8	6	4	0
15点満点	15	12	9	6	0
20点満点	20	16	12	8	0

- ・ 各評価項目の観点・配分点は、次ページのとおりとする。
- ・ 審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣の評価は行わない。

○「産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援」

評 価 の 観 点		配分点	
評 価 項 目	【事業内容に関する評価】		
	1	大学等の教員がリカレント教育に関与する場合のインセンティブ措置が講じられているか。講じられていない場合、実現可能性のある計画となっているか。	5点
	2	リカレント教育プログラムを実施する大学等における、効果的な設計・実施・推進に必要な体制を構築しているか。	10点
	3	地域の人材ニーズを踏まえたリカレント教育プログラムを開発し、プラットフォームの構成員の協力を得て、プログラムを適切に実施する計画が立てられているか。	20点
	4	プログラムの学修目標をあらかじめ設定し、達成状況を確認する具体的な計画となっているか。	5点
	5	プログラム受講者の活躍による地域課題解決や地方創生に向けた具体的な計画が立てられているか。立てられていない場合、実現可能性のある計画を立てられているか。	10点
	6	プログラム修了者に対し、デジタルバッジを発行することができるか。未対応の場合、補助期間内に実現される見込みか。	5点
	7	企業(1社以上)から受講生派遣の確約を得られているか。確約が得られていない場合、教育プログラム開始時まで確約を得るために、実現可能性の高い企業へのアプローチ計画を立てられているか。	5点
	8	派遣元企業の参画を得て、プログラム修了直後及び一定期間経過後(半年又は1年後等)のプログラムの効果および修了生の活躍に関する調査を行う計画が適切に立てられているか。	5点
	9	社会人の学びを学修者個人の意欲に委ねるのではなく、企業においても学修者の意欲向上や企業成長に繋げていく工夫を検討できているか。未検討の場合今後の検討計画を立てられているか。	10点
	10	今後3～5年後程度でプラットフォームが持続され、リカレント教育が大学等経営上自走できることを目標に、運営資金の獲得や必要な体制整備人員確保などの持続可能な運営に向け、財務を含む計画が適切に策定されているか。	10点
11	プログラム実施後に、受講生・派遣元企業等の評価(アンケート・ヒアリング等)を取得し、プログラム改善や財務計画への示唆を得る計画が適切に立てられ、来年度以降の事業の発展性に期待が持てるか。	10点	
【所要経費】			
12	経費の内容は明確かつ妥当であり、事業実施上必要不可欠なものとなっているか。過大な経費が計上されていないか。	5点	